

第4回 高齢者福祉部会 会議録

開催日：令和8年9月30日 13:15～15:15 箕輪町役場2階201会議室

出席者

藤田部会長、浦野副部会長、尾曾委員、緑川委員、柴委員 役場福祉課関係職員

1 会議全体の趣旨

今回の会議は、次期計画の策定に向け、これまで検討してきた施策のうち、健康づくり・生きがいづくり・介護予防、介護予防・日常生活支援総合事業、地域全体で高齢者を支える体制について計画案を確認するとともに、高齢者の権利擁護、安全・安心な暮らしの確保、福祉事業・生活支援サービスについて協議することを目的として開催された。

事務局からは、心身の状態と必要な支援を模式的に整理した資料に基づき、元気な段階から要介護状態、人生の最終段階までを連続的に捉え、本人の「ふつうの暮らし」をできる限り長く続けられるよう支援する考え方が示された。一般介護予防、総合事業、生活支援体制整備、権利擁護等を個別に運用するのではなく、地域の支え合いを土台として一体的に進めることが重要とされた。

部会長からは、認知症に関する考え方が、支援する側を中心としたものから、当事者の声や視点を重視するものへ変化していることが述べられた。その上で、認知症施策に限らず、介護予防、生活支援、地域の見守り、移動支援等についても、本人を中心に据えて進めることが重要との挨拶があった。

2 今回の主な協議事項

- 健康づくり・生きがいづくり・介護予防の推進
- 介護予防・日常生活支援総合事業の再構築
- 地域全体で高齢者を支える体制の整備
- 高齢者虐待の防止
- 成年後見制度の利用促進と終活支援
- 高齢者の消費者被害防止
- 高齢者の交通安全対策
- 災害時における要配慮者支援
- 福祉事業・生活支援サービスの見直し

3 議論を通じて共通していた視点

- 年齢だけで高齢者を一律に捉えず、本人の状態、役割、生活歴、できることに応じて支援する。
- 心身の衰えが顕在化してから対応するのではなく、小さな変化に早く気づき、相談

や予防的支援につなげる。

- 介護予防は運動や健康づくりだけでなく、仕事、地域活動、趣味、交流等を通じて、社会との接点や本人の役割を保つことも重要である。
- 「支える側」と「支えられる側」を固定せず、本人が地域の中でできることを続けられる環境をつくる。
- 地域の支え合いは、福祉のみを目的とした活動ではなく、日常的に顔を合わせ、挨拶や雑談を交わす関係の中から生まれる。
- 地域ごとに人口構成、移動手段、自治組織への加入状況、人間関係等が異なるため、一律の取組ではなく、地域の実情に応じた対応が必要である。
- 高齢者本人だけでなく、介護者、家族、ケアマネジャー等の支援者を守る視点を持つ。
- 権利擁護、防災、移動支援等について、制度や計画を整えるだけでなく、実際に機能する仕組みにする。

4 健康づくり・生きがいづくり・介護予防の推進

(1) 現状と課題

事務局から、一般介護予防事業は、65 歳以上の全ての高齢者を対象に、住み慣れた地域で人との関わりを保ちながら、要介護状態になることを防ぎ、自分らしく自立した生活を続けられるようにする取組であるとの説明があった。

フレイルは自覚症状に乏しく、本人や周囲が小さな変化に気づきにくい。また、変化に気づいても、相談先が分からない、相談後にどのような支援が行われるか不安であるなどの理由から、相談や行動につながらないことが課題とされた。

一方、就労期間の長期化等により、65 歳を超えても現役で働き、活動している人が増えている。「高齢者」「介護予防」といった言葉を自分のこととして受け止めにくく、制度上の年齢区分と本人の認識に隔たりがあることも示された。

(2) 目指す方向

- 健康な段階やプレフレイルの段階から、本人が自らの状態を理解し、健康を管理できるようにする。
- 日常生活における「以前と違う」という小さな変化への感度を高める。
- 健康づくりを前面に出すだけでなく、楽しみ、仕事、地域活動等の結果として自然に活動量が増える仕掛けをまちづくりに組み込む。
- 本人、家族、知人・友人、専門職、地域、行政がそれぞれの立場から変化に気づき、早期相談につなげる。
- 簡易フレイルチェックや基本チェックリスト、訪問等を通じ、窓口で相談を待つだけでなく、支援を必要とする人に働きかける。

- 心身機能の維持・回復、活動の継続、要介護状態になる時期を遅らせることを目指す。

(3) 委員から出された主な論点

65 歳以上を一律に高齢者や介護予防の対象として表現することについて、現役で働く人も多く、本人が当事者意識を持ちにくいとの意見があった。制度上の対象年齢は踏まえつつも、若い段階から将来のフレイルを意識してもらえる表現や働きかけが必要とされた。

また、退職等によって社会との接点や自分の居場所を失うことが、フレイルのきっかけになるのではないかと指摘があった。「敬老」という言葉そのものに抵抗感を持つ人もいるため、年齢によって支えられる側に位置づけるのではなく、本人が地域や社会の中で活躍できる場を保つことが重要とされた。

(4) 整理

介護予防は、年齢を基準に一律に働きかけるだけでなく、本人が社会との接点や役割を保ちながら、自らの小さな変化に気づき、必要な行動を選択できるようにする取組として進める必要がある。

5 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 現状と課題

事務局から、従来の総合事業は、デイサービスや訪問型サービス等によって生活を支えることが中心となっており、本人の生活機能の改善、自立支援、サービス終了後の暮らしを十分に見据えた仕組みにはなっていないとの説明があった。

また、本人の小さな変化に気づき、相談につなげる仕組み、本人の生活課題や希望に応じて訪問・通所等を組み合わせる仕組み、短期集中予防サービスの利用につなげる仕組みが十分に確立されていないことが課題とされた。

(2) 目指す方向

本人の望む「ふつうの暮らし」を起点に、持っている力を生かし、できることを取り戻すリエイブルメントの考え方を重視する。

具体的には、次の流れを一体的に構築する。

1. 一般介護予防事業により、自分や地域が変化に気づく。
2. 短期集中予防サービス等により、生活機能を改善し、暮らしを立て直す。
3. 生活支援体制整備事業により、地域活動や社会参加につなぐ。
4. 地域ケア会議により、個別支援から把握した課題を地域づくりや施策に反映する。

ありたい姿は、「高齢になっても、誰もが役割やつながりを持ち、自分らしい暮らしを続けられる地域」とされた。

(3) 委員から出された主な論点

総合事業の対象者を増やすことに伴う町の財政負担について質問があった。事務局からは、在宅生活を維持することは、施設入所等に比べて給付費を抑えられる可能性がある一方、事業を担う専門職の不足が課題であるとの説明があった。

短期集中型の支援により、サービスを漫然と使い続けるのではなく、一定期間の支援を経て再び自らの生活を組み立てられる人を増やし、限られた専門職がより多くの人に関われる体制を目指す考え方が示された。

(4) 整理

一般介護予防、短期集中予防サービス、生活支援体制整備、地域ケア会議を別々に運用するのではなく、「気づく → つながる → 立て直す → 地域で暮らす」という一連の仕組みとして再構築する。

6 地域全体で高齢者を支える体制の整備

(1) 現状と課題

事務局から、地域福祉に関するアンケートでは、地域での支え合いや自治組織への加入の必要性を認識している住民は多い一方、家族・知人以外の相談先としては、近隣住民よりも役場、ケアマネジャー、医療機関等が選ばれる傾向があるとの説明があった。

地区福祉懇談会では、地区の良いところ、現在の小さな困りごと、10年後にありたい地域の姿について意見交換している。懇談会を通じ、地域ごとに課題が大きく異なることや、地域住民には話し合う意欲がある一方、世代や近隣との関係が希薄になっていることが明らかになってきた。

地域での支え合いは、福祉活動だけを単独で進めることによって生まれるものではなく、日頃から人が自然に顔を合わせ、交流する関係が土台になるとの考えが示された。

(2) 目指す方向

- ・ 地域内で挨拶を交わし、互いを気遣える関係をつくる。
- ・ 地域の行事や共同作業等を、人が顔を合わせて話す機会として生かす。
- ・ 地域の困りごとを話し合い、住民ができることを出し合う。
- ・ 地域だけでは解決できない課題を、行政や専門機関につなぐ。
- ・ 地区や常会等の単位だけでなく、本人の興味・関心に基づく多様なつながりを育てる。
- ・ 免許返納等により生活が変化した後も、地域で暮らし続けられる移動と支え合いの仕組みを検討する。
- ・ 地区福祉懇談会で出た意見を各地区へ返し、地域ごとの課題を具体的に話し合う材

料とする。

(3) 委員から出された主な論点

地域活動や共同作業について、一定の年齢に達したことを理由に一律に免除すると、本人と地域との関係が突然切れてしまうとの指摘があった。危険な作業は除外しつつも、本人にできることを確認し、清掃等の活動に参加してもらうことが、生きがいやつながりの維持につながるとされた。障がいのある人についても、周囲が一方的に参加対象から外すのではなく、本人の意思やできることを尊重する必要があるとの意見があった。

共同作業の不参加者から出不足金を徴収するのではなく、参加者に手当を支給する仕組みに変更したところ、参加者が増えた地区の事例も紹介された。

自治会・常会への未加入や脱退については、移住者が加入しないことに加え、高齢になって役員を担うことが難しくなり、脱退を希望する人が増えているとの説明があった。ただし、役員や作業の負担を地域で補い合う地区もあり、他地区の取組を共有することが有効ではないかとの意見が出された。

「地域全体で高齢者を支える」という表現については、「支える」ことは負担感が大きいため、「見守る」とする方が住民に理解されやすいのではないかとの提案があった。また、支え合いは地区全体よりも、組や常会等の小さな単位の方が、日常の変化や災害時の状況を把握しやすいとの意見があった。

地区福祉懇談会については、参加者が話し始めると活発な意見交換になることから、住民には地域について話す場への潜在的な需要があることが共有された。一方で、若い世代や今後地域を支える年代の意見も把握する必要があるとされた。

(4) 整理

地域での支え合いは、特別な福祉活動を増やすことだけでなく、日常的に顔を合わせ、挨拶や雑談を交わせる関係を取り戻すことから始まる。地区ごとの実情を把握し、小さな単位での見守りと、多様な参加の機会を組み合わせしていく必要がある。

7 高齢者虐待の防止

(1) 現状と課題

事務局から、虐待に関する相談・通報は、介護支援専門員、警察、家族、住民等の多様な主体から寄せられているとの説明があった。件数は年度によるばらつきがあり、明確な増加傾向は確認されていないものの、介護負担、経済的問題、認知症、不適切なケア、家族関係等が複合し、緊急介入が必要となる事案も発生している。

核家族化や世帯人数の減少により、家族・親族だけでは対応できない世帯が増えている。施設等についても、人員不足により虐待防止研修の機会を十分に確保しにくいことが課題とされた。

(2) 目指す方向

- 本人や家族が問題を一人で抱え込まず、早い段階で相談できるようにする。
- 住民が身近な高齢者の変化に気づき、地域包括支援センター等へ連絡できるようにする。
- 企業における仕事と介護の両立支援や相談体制を充実する。
- 福祉、医療、警察、司法等の関係機関が連携して支援する。
- 過去に虐待が認められた事案について、継続的に状況を確認する。
- 小規模事業所を含め、虐待防止に関する研修機会を確保する。

(3) 委員から出された主な論点

実際の支援現場では、介護を担う人が一人に集中し、家族の協力が得られない中で疲弊し、身体的虐待につながる事例があるとの意見があった。このため、虐待を受けた本人だけでなく、養護者・介護者の孤立や負担を軽減する支援が必要とされた。

また、同居する成人の子が就労せず、親の年金に依存する事例など、経済的虐待と生活困窮、8050・9060問題が重なるケースがあることが共有された。ただし、本人が子を支援したいと考えて金銭を渡している場合もあり、虐待か本人の意思かを判断する難しさがあるとされた。生活困窮者支援機関等との連携が必要である。

さらに、困難なケースでは、ケアマネジャー等が威圧的な言動を受けることもあるため、高齢者を守るだけでなく、支援者の安全を確保する視点も重要との意見があった。

(4) 整理

虐待防止は、事案発生後の介入だけでなく、介護者の孤立、経済的困窮、家族関係等の背景に早期に働きかける必要がある。本人、養護者、家族、支援者を含む世帯全体を支える体制と、多機関による連携を進める。

8 成年後見制度の利用促進と終活支援

(1) 現状と課題

事務局から、成年後見制度について、親族による申立てが困難な人や、外国籍で判断能力が低下した人等への支援が必要となっているとの説明があった。また、専門職後見人の高齢化や対象者の増加により、担い手不足が課題となっている。

市民後見人については、養成後も、担当できる事案が本人の生活状況が安定しているケース等に限られやすく、心理的な負担も大きいことから、活動につながらない場合があるとの説明があった。

終活については、独居高齢者や高齢者のみ世帯が増加する一方、相続、葬儀、医療、介護等について家族と話し合っていない人が多い。身寄りのない高齢者や家族による支援を得

られない人については、入院・受診時の支援、身元保証、死後事務等の体制が十分でないことが課題とされた。

(2) 目指す方向

- 成年後見制度と任意後見制度の目的や相談窓口を周知する。
- 判断能力が十分な段階から、自分の将来の生活や支援について考える機会をつくる。
- エンディングノートの作成や家族との話し合いを促進する。
- 専門職、関係機関、医療・介護・福祉関係者のネットワークを構築する。
- 市民後見人、法人後見等を含め、制度を担う人と組織を確保する。
- 身寄りのない高齢者への相談、意思決定支援、生活支援、死後事務等を含む支援体制を検討する。

(3) 委員から出された主な論点

市民後見人については、法的責任や継続的な関与への心理的負担が大きく、養成だけでは担い手の確保につながりにくいとの意見があった。個人だけに負担を負わず、法人や組織で継続的に支える仕組みが必要とされた。

成年後見制度だけでは、入院時の付き添い、日常生活上の細かな支援、死後の手続等に十分対応できず、ケアマネジャーや行政職員等が、本来業務の範囲を超える「シャドーク」^①として担っている現状があることも共有された。どの支援が、どの程度必要であり、誰が担うのかを整理する必要がある。

民間の身元保証・終活支援サービスについては、費用を負担できる人には選択肢となる一方、資力が乏しい人への支援や、サービス内容の適正性をどのように確保するかが課題とされた。

(4) 整理

後見制度の利用促進だけでは解決できない生活支援や死後事務を含め、人生の最終段階まで切れ目なく支える仕組みが必要である。個人の善意や専門職の無償対応に依存せず、行政、社会福祉協議会、専門職、民間等の役割を整理する必要がある。

9 高齢者の消費者被害防止

(1) 現状と課題

事務局から、認知機能や身体機能の低下、孤立等に乗じた悪質商法や消費者トラブルの増加が懸念されるとの説明があった。スマートフォンや SNS の普及、発信者番号の偽装等により、特殊詐欺の手口も巧妙化している。

孤立した高齢者は、自ら被害に気づき、関係機関へ相談することが難しい。家族や支援者への情報提供と、周囲が異変に気づく仕組みが必要とされた。

(2) 目指す方向

- 関係機関と連携し、高齢者向けの防犯・消費者教育を実施する。
- 家族、地域住民、支援者にも最新の手口や相談窓口を周知する。
- 本人が被害を訴えられない場合でも、周囲が異変に気づき、相談につなげられるようにする。
- 被害発生後の救済についても、専門機関との連携を強化する。

(3) 委員から出された主な論点

高齢者は契約内容を十分に理解しないまま、住宅工事やローン等の契約を結んでしまうことがあり、家族が気づいた時には工事や支払いが始まっている場合があるとの事例が紹介された。

判断能力が低下している人への契約確認が形式的にならないよう、事業者や信販会社の確認の在り方も重要であり、被害発生後に契約解除や支払い停止等の救済につなげる仕組みを把握しておく必要があるとされた。

10 高齢者の交通安全と移動支援

(1) 現状と課題

事務局から、交通事故件数は減少傾向にあるものの、事故全体に占める高齢運転者の割合が高まっているとの説明があった。高齢歩行者の事故は夕方から夜間に多いため、反射材の配布や着用啓発等を進めている。

免許返納後の移動手段として、まちなかタクシーを運行しているが、今後、80歳以上の高齢者が増加する中で、地域生活を維持するための移動手段の確保が一層重要となる。一方、タクシードライバー等の担い手不足も課題となっている。

(2) 目指す方向

- 交通安全に関する出前講座や啓発を継続する。
- 反射材の着用を促進する。
- 高齢者が免許返納後の生活を具体的にイメージできる情報を提供する。
- まちなかタクシー等の地域資源と高齢者をつなぐ。
- 移動サービスを担う人材の確保を含め、持続可能な仕組みを検討する。

(3) 委員から出された主な論点

高齢者本人が、自らの歩行速度、視力、判断力等の変化を十分に認識していない場合があるとの指摘があった。また、歩行者から車が見えていても、運転者から歩行者が見えているとは限らないため、車からの見え方を具体的に伝える交通安全教育が必要とされた。

地域行事への参加に当たり、高齢者を安全に誘導する人員や責任の所在が課題となっていることも報告された。

一方、横断歩道が廃止された地域でも、高齢者同士の声かけやサロン等での情報交換を通じ、遠回りして信号機のある場所を渡る行動が定着している事例が紹介された。身近な人との会話が安全行動につながる可能性があるとされた。

11 災害時における要配慮者支援

(1) 現状と課題

事務局から、避難行動要支援者名簿や個別避難計画の作成を進めているとの説明があった。ただし、計画を作るだけでなく、災害時に実際に機能するかが課題である。

また、一般の避難所で生活することが難しい人を受け入れる福祉避難所について、受入体制、必要物資、電源、トイレ、福祉職の配置等の具体的な整理が十分でない。防災部門と福祉部門の連携も必要とされた。

(2) 委員から出された主な論点

ケアマネジャーや訪問看護事業所等でも、利用者の災害時対応を整理しているが、地域住民の支援と事業所の計画を結びつけることが重要との意見があった。

既存の支え合いマップについては、1人の支援者に複数の要支援者が割り当てられていることや、死亡・転居等の情報が反映されていない場合があるなど、実効性や更新に課題があるとの指摘があった。地区全体ではなく、日頃から住民の状況を把握している組や常会等の小さな単位で支援体制を考えることが有効とされた。

自治組織に加入していない人、集合住宅の住民、外国人住民等についても、災害時には排除せず支援する必要がある。平時から、必要な範囲で情報共有できる仕組みを整えることが重要である。

福祉避難所となる介護事業所については、自施設の利用者を守る BCP だけでなく、地域住民をどの程度受け入れられるかを検討する必要があるとの意見があった。発電機、備蓄、水中ポンプ、ポータブルトイレ等、各事業所が保有する資源を一覧化し、地域全体で活用できる仕組みが提案された。

(3) 整理

防災と福祉を別々に進めるのではなく、個別避難計画、地域の支え合い、事業所 BCP、福祉避難所、外部支援団体の受入れを一体的に整理する必要がある。計画や名簿については、作成数だけでなく、更新され、実際に使える状態にあるかを重視する。

12 福祉事業・生活支援サービス

(1) 現状と課題

事務局から、高齢者が在宅で暮らし続けられるよう、配食、訪問、緊急通報等の生活支援サービスを実施しているとの説明があった。

一方、制度開始時には一般的でなかった見守り機器や通信サービスが、現在では民間でも広く提供されている。既存事業をそのまま継続するのではなく、行政が引き続き担う必要性や、利用者のニーズに合っているかを検証する必要があるとされた。

緊急通報システムは、固定電話に接続する通報装置、携帯できるペンダント型端末、一定時間トイレ等の利用がない場合に異変を把握する機能等で構成され、通報時には委託事業者から本人や登録された協力者へ連絡する仕組みとなっている。

(2) 目指す方向

- ・ 既存の生活支援サービスについて、利用実態と必要性を検証する。
- ・ 民間サービスとの役割分担を整理する。
- ・ 画一的な見守りではなく、本人の生活状況に合った方法を選択できるようにする。
- ・ 緊急時の駆けつけや協力者の負担を含め、実効性のある仕組みに見直す。
- ・ 必要に応じて新たなサービスを追加し、必要性の低下した事業は見直す。

13 今回の議論を通じてポイントになりそうなこと（事務局としてのまとめ）

- ・ 介護予防の対象者を、年齢だけで一律に「支えられる側」と捉えない。
- ・ 仕事、地域活動、趣味、交流等を通じて社会との接点と役割を保つことを、介護予防の重要な要素とする。
- ・ 一般介護予防、短期集中予防サービス、生活支援体制整備、地域ケア会議を、「気づく → つながる → 立て直す → 地域で暮らす」という一連の流れとして再構築する。
- ・ 地域の支え合いは、日頃から顔を合わせ、挨拶や雑談ができる関係を土台とする。
- ・ 地区ごとの違いを把握し、一律の事業を当てはめるのではなく、地域ごとの課題と強みに応じて取組を進める。
- ・ 年齢や障がい理由に地域活動から一律に外すのではなく、本人のできることと意思を確認する。
- ・ 虐待防止では、本人だけでなく、介護者や支援者を孤立・疲弊させない取組を重視する。
- ・ 成年後見制度だけでは対応できない生活支援、身元保証、付き添い、死後事務等の担い手と仕組みを検討する。
- ・ 消費者被害、交通事故、災害等について、本人への啓発だけでなく、家族、地域、事業者、専門機関が変化に気づき、支援につなぐ。
- ・ 防災については、名簿や計画の作成にとどまらず、小さな地域単位で実際に動ける体制、福祉避難所、事業所の資源を一体的に整理する。

- 既存の生活支援サービスについて、社会状況や民間サービスの変化を踏まえ、行政が担うべき役割を見直す。

今回の議論では、介護予防、地域の支え合い、権利擁護、安全・安心な暮らしの確保に共通して、制度やサービスを整えるだけでは十分ではなく、本人が社会との関係や役割を保ち、変化に早く気づき、必要な支援につながる仕組みが重要であることが確認された。

また、地域や家族の支援力が低下する一方、行政や専門職だけで全てを担うことも困難であるため、地区・常会等の小さな単位での関係づくり、地域ごとの課題把握、介護者・支援者への支援、専門機関の連携、既存事業の見直しを組み合わせしていく方向が示された。

14 次回会議

- 日時: 11月10日 13時15分から
- 内容: 計画素案の確認、介護保険サービス・保険料等の検討
- 会場: 箕輪町役場 201 会議室